

第6回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年6月7日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和3年6月7日（月） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和3年6月7日（月） 午後3時13分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	18番 大久保信一	19番 小筏 正治

(2)欠席者（3名）

10番 徳永 玉義	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
-----------	-----------	----------

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事 補	原田 誠二
参事 補	藤吉 文女

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第31号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第5 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について
- (2) 婚活イベント実施の可否について
- (3) 農地パトロールの実施について（各地区決定）

8 その他

午後 2 時00分開会

○事務局（藤吉 文女君） 議事開始の前にお願ひします。議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定してくださいますようお願いいたします。

議事に入る前に、申請の取下げがありましたので報告いたします。

議案書 1 2 ページ、議案第 3 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての申請番号 1 4 番が取り下げられましたので削除願ひます。これに伴ひ、申請番号 1 4 番は欠番となります。

以上です。

○事務局長（増富 浩彦君） 皆さん、こんにちは。本日は、鶴崎委員、徳永委員、草野有美子委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いします。

○議長（小筏 正治君） 早速ですけど、ただいまから、令和 3 年第 6 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。座って続けさせていただきます。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしく願ひいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第 1 2 条の規定により、1 1 番、三浦委員、1 3 番、池田委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 2 9 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 6、議案第 3 3 号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてまでの議案 5 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 2 9 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 2 ページを御覧ください。

〔議案第 2 9 号の朗読〕

議案書 3 ページ、申請番号 6 番から 1 5 番まで 1 0 件の申請があっております。詳しくは別添 1 を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会から案件について説明をお願いいたします。

○委員（1 1 番 三浦 憲二君） 議席番号 1 1 番、東部調査会の三浦です。本日は調査会長不在のため

め、代わって説明します。

東部調査会関係分は、申請番号6番から9番です。

申請番号6番は規模拡大のため、7番は耕作利便のため、買い受ける案件です。

申請番号8番と9番は、新たに農業を始めるため、借り受ける案件です。

申請番号6番から9番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。
以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、申請番号6番から9番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いいたします。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 議席番号14番、中部調査会の松尾です。中部調査会長の内田委員
さんがちょっと遅れるということで、私が代わって説明をいたします。

中部調査会関係分は、申請番号10番から12番です。

申請番号10番と11番は、相手方の要望、耕作利便のため、買い受ける案件で、12番は後継者
が親より譲り受ける案件です。

申請番号10番から12番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませ
んでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、申請番号10番から12番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いいたします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会の渡部です。西部調査会分は、申請番号
13番から15番です。

申請番号13番と14番は、相手方の要望と規模拡大のため、15番は相手方の要望と耕作利便の
ため、買い受ける案件です。

申請番号13番から15番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませ
んでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、申請番号13番から15番についてご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第29号、申請番号6番から15番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第30号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第30号の朗読〕

議案書7ページ、申請番号2番から3番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会から案件について説明及び報告をお願いいたします。

○委員（11番 三浦 憲二君） 議席番号11番、東部調査会の三浦です。東部調査会関係分は、申請番号2番です。

申請番号2番は、農家住宅の拡張として転用申請されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあり、生産性が低いことから第2種農地と判断しました。

申請番号2番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号2番についてご質疑がありましたらお願いいたします。森崎委員、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 6番、森崎です。この森山に住所がなっていますけど、この国見の人が森山、両方、家を持っておってですか。（「空き家で常駐する」と言う者あり）住所が森山になっています。（「空き家ですから」と言う者あり）

○議長（小筏 正治君） 事務局、説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からです。一応、この申請者ですね、もともと国見の方で、いろいろあって、ちょっと森山のほうに引っ越されて、そこから、一応農地というか、それを農業のほうをしに来られているということだったんですけど、一応、今、だから、今の家のところはちょっと空いととですよ、空き家に。

ただ、今後、やっぱりそのスペースをこの線まではちょっと広げたい、もう、そこしか残っとらんとですね、ということで伺っております。

○委員（6番 森崎 茂徳君） そこに、じゃ住む予定ということですね。

○事務局（原田 誠二君） ただ、もしかしたら、親戚やったかな、そういう方たちもいるので、後々はそっちに使われるかもしれないとも聞いております。

以上です。

○委員（6番 森崎 茂徳君） じゃ、住所が違うならいけんちゅうこと、答えてください。

○事務局（原田 誠二君） はい。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） よかですか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。森崎委員から、住所が森山にあるけど、どういうことやろうかということで、事務局からただいま説明がありましたが、それでよろございますかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 分かりました。

ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いいたします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会分は、申請番号3番です。3番について、申請人は大工業を営んでおり、作業用地として転用を計画されております。

申請地は、令和3年5月12日に農振除外済みです。10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しましたが、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号3番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

申請番号3番については、農地法第5条、申請番号16番と同一事業による転用であるため、次の5条申請と一括審議したいと思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、次に一括審議することといたします。

それでは、議案第30号、申請番号2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第31号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号1番、1件の申請があっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（１４番 松尾 茂敏君） 議席番号１４番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は申請番号１番です。

申請番号１番は、令和３年２月５日付で一般住宅用地での転用許可を受けていましたが、計画の実行が困難になり、転用行為自体ができなくなったため、許可処分の取消願を提出されております。

申請番号１番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

議案第３１号、申請番号１番についてご質疑がありましたらお願いいたします。

○委員（１５番 川内 幸徳君） 計画の実行が難しくなったためと言っているんですけど、その理由は何ですか。

○議長（小筏 正治君） 事務局。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からです。一応、事務局のほうが聞いているのは、この方が当初の不動産売買契約書にある融資関係、その履行ができなくなったということで、要は、多分お金を、当初は借りれる予定やったんでしょうけど、何か借りれなくなってしまった。一応許可が出て、しばらく粘られていたんですけど、でも、今度は次の人も、その人が駄目で次の方もおらんけ、取りあえずもう許可自体を取り消すということになっています。所有権の移転もなってなかったの、ここは確認済みです。

以上です。

○委員（１５番 川内 幸徳君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） 予算の都合ですか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。一応予算関係です、融資関係。

最初は、申請のときは、一応仮でよかったみたいなんですけど、どうも何かコロナ関係かよく分からないんですけど、ちょっと貸し渋りじゃないですけども。

あと、地主さんとも何かあったのかもしれないんですけど、そこはちょっと分からないです。

○議長（小筏 正治君） よかです。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 質疑がないようですので、議案第３１号、申請番号１番は申請どおり許可処分を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可処分を取り消すことに決定しました。

次に、日程第5、議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第32号の朗読〕

議案書11ページ、申請番号9番から16番まで7件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会、お願いいたします。

○委員（11番 三浦 憲二君） 議席番号11番、東部調査会の三浦です。

東部調査会関係分は、申請番号9番から12番です。

9番は、既存施設の駐車場用地への転用を計画されています。申請地は、令和3年5月12日に農振除外済みで、10ヘクタール以上の農地の集団にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、今回の転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる案件であると思われます。

申請番号10番は、農家住宅用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、百花台公園、宅地等に囲まれた10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号11番は、販売用車両の展示場用地への転用申請です。申請地は令和3年5月12日農振除外済み、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していて、その集落に居住するものの業務上必要な施設であることから、例外的に許可できる案件であると思われます。

申請番号12番は、農業用倉庫用地へ転用する追認申請で、平成10年頃、譲受人が倉庫を建築した案件です。申請地は、農振白地、西郷駅からおおむね300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号9番から12番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

申請番号9番から12番についてご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（１４番 松尾 茂敏君） 議席番号１４番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号１３番です。

申請番号１３番は進入路として転用申請されております。申請地は農振白地、愛野駅から３００メートル以内の区域にあるため、第３種と判断しました。

申請番号１３番については、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。
以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１３番についてご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いします。

○委員（７番 渡部 篤君） 議席番号７番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、申請番号１５番から１６番です。

申請番号１５番は、自宅への進入路拡張で転用を申請されました。申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の農地の区域内にあり、周辺を山林、宅地に囲まれているため、第２種農地と判断しました。

次に申請番号１６番について、申請人は大工業を営んでおり、通路、足場・材木置き場用地への転用を計画されています。申請地は令和３年５月１２日に農振除外済みです。１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第１種農地と判断しましたが、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号１５番から１６番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、農地法第４条、申請番号３番並びに農地法第５条、申請番号１５番から１６番についてご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第３０号、申請番号３番、並びに議案第３２号、申請番号１５番から１６番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第33号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書14ページを御覧ください。

〔議案第33号の朗読〕

議案書15ページ、申請番号1番から、議案書26ページ、申請番号20番までです。申請番号1番から9番については貸借に係る案件、10番から15番については所有権移転に係る案件、16番から20番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第33号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から9番についてご質疑ありませんか。森崎委員、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 6番、森崎です。

7番なんですけど、反当たり。（「貸借人が……」という者あり）

○委員（5番 林田 剛君） 5番、林田です。

借受人が千々石の人でありまして、ハウスでイチゴを作ってらして、施設ごと、たしか借り受けている。

○委員（6番 森崎 茂徳君） ああ、施設だから、込みで。

○委員（5番 林田 剛君） 松尾さん、そうですね。イチゴのハウスですね。

○委員（14番 松尾 茂敏君） イチゴの高設栽培をしてたんです。

○委員（5番 林田 剛君） 高設栽培の施設丸ごとということで、この賃金の中で。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） よかですか。やっぱり施設園芸は……。 （「それで土地だけなら、そがん高々とやろかいて思て」という者あり） （発言する者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号10番から15番について、ご意見ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号16番から20番について、ご質疑がありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第33号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後2時36分休憩

.....

午後2時44分再開

○議長（小筏 正治君） ちょっと早いようですが、皆さん、お集まりのようですので、引き続きとなりますが、ただいまより農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしく願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） お手元のクリップで留めておる資料なんですけど、まず回答案がありまして、農地区分判断図があつて、あとは、次に使うこの作業服のやつがあると思うんですけど、今回、農振のほうは最初の回答欄とその農地区分判断図を使いますので、ご用意ください。

そしたら、回答案を御覧ください。回答案の2ページを御覧ください。

まず、番号1番ですね、整理番号は10の3—1瑞穂町なんですけども、判断図が1ページからです。

一応ここが瑞穂支所から300メートル以内ですね、ここにある政宗——焼き肉屋さんですね、そのちょっと残った農地の跡ですけど、ここがもう駐車場の一部として、もう使いたいということで、ここが農振だったので、一応農振のほうの除外を出されています。一応圃場見込みということで、うちのほうは瑞穂総合支所の300メートル以内の区域なので、第3種農地なので転用は見込めるということで回答したいと思います。

次に、番号2番の、また瑞穂10、3—2です。写真のほうが5ページです。

ここは、自宅を一つ追認申請なんですけど、農業用の駐車場、また、自家用車の駐車場とかかれていて、残りの半分、農地の部分を今度、農業用のあれで施設として使いたいということだったんですけども、資材いろいろ置きたいということで、転用なので除外をしたいということで上がっております。

農業委員会のほうとしては、5条許可ということです。10ヘクタール以上の規模の一団の農地の

区域内なので、第1種農地と判断しました。ただし、ここが住宅地内にある、居住する日常生活に必要な施設、一般個人住宅の駐車場及び、その業務上必要な施設を造るということで、集落接続に接続されるということで例外的に認められるということで判断しております。

それと、番号3番で、整理番号が10の33、写真のほうは11ページです。

これも瑞穂です。ここは、農地の狭い農地が広がって、L字型に広がっているところを分筆されて、ここ崖なので、もう擁壁を継ぎたいということで転用したいということです。ここが10ヘクタール未満の生産性の低い農地ということで、第2種農地として、うちは判断しております。転用許可可能ということで判断しております。

次、回答案の3ページを御覧ください。写真のほうは15ページからです。

整理番号は10の3ー4吾妻です。ここは農家住宅ですか、個人用住宅と農家用の倉庫を一応造りたいということで、住変の申請されております。ここも10ヘクタール以上の規模の土地の団の第1種農地と判断しています。しかし、ここが集落接続で転用のほうは判断できるかなと思っております。

次に、整理番号10の3の5、写真は19ページ、ここも吾妻町です。

ここは一応個人住宅用地ということで、農振除外を申請されております。農地区分としては10ヘクタール未満の生産性の低い農地ということで、第2種農地ということで判断しております。

最後に、10の3の6、写真が23ページから、小浜町です。

ここは、運送業者の駐車場を、施設の隣ですか、そこを拡張したいということで申請されております。農地区分としては、10ヘクタール以上ありますので、第1種農地と判断しております。しかし、ここは居住するものを業務上必要な施設、集落施設に当たるということで、許可見込みと判断しております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明に対して、ご意見・質問などありましたら、挙手の上発言をお願いします。

これは、東委員は瑞穂辺りの裏なんやろ。

○委員（4番 東 康敬君） 瑞穂、分かっとる。

これ、1番が政宗は。伊達、2番目が、これ。ここって何やったん、忘れた。それと、3番目が前、市役所におった岸川部長の申請です。

○議長（小筏 正治君） 3番目の何て。

○委員（4番 東 康敬君） 岸川。

○議長（小筏 正治君） 石川や。

○委員（4番 東 康敬君） 岸。

○議長（小筏 正治君） 岸川。中部はどこにつながってるんですか。

○委員（12番 内田 弘幸君） 中部は、3ページの4番。

○委員（9番 馬場 保君） よかですか。

○議長（小筏 正治君） いいですよ。

○委員（9番 馬場 保君） 3ページの4番の10の3の4、これは、松本秀喜さんの持つ、その他ですかね。

次の3の5、これら川床の下になるとですけど、ここは日迫さんに。

○事務局（原田 誠二君） いや、江川さんです。江川さん。

○議長（小筏 正治君） 整理の5番の。（発言する者あり）

ちょっと参考のために聞いておってください。ちょっと何名か書いてなくて。（発言する者あり）

ただいまの説明に何かご質疑などはありませんか。

〔（「なし」と言う者あり）〕

○議長（小筏 正治君） そしたら、意見もないようですので、次の婚活イベント実施の可否について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 婚活イベント実施の可否についてですけれども、資料は、5月の総会時に、過去5年間の実績をお配りして御覧頂きましたので、今回の総会では資料はございません。

5月の総会時に婚活イベント実施の可否については提案をさせてもらい、前向きな意見が出たところではありました。本日、正式な決定をしていただきたいと思いますと思ひまして協議事項に上げております。

まずは、令和元年度の開催時に5組のマッチングがありまして、一組が結婚までされ、実績は残っております。その後の進捗としても、順調に交際が続いているカップルがいるともお話を聞いております。

前回実施の方向である程度の意見が出ておりましたので、次回総会までに、時期の決定等を決めてもらって、8月の総会時には第1回の実行委員会を開催したいと考えております。

コロナ禍で状況がつかみづらいかもしれませんが、事務局のほうでは、開催する方向で動いていきたいと考えております。

前回の総会時の意見で、開催するということによろしいでしょうか。それでは、7月の総会で日程とか中身について意見等を聞きたいと思っておりますので、それまでに各委員さんの考えをまとめておってもらえればと思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 令和3年の婚活で5組くつついている。令和4年もなっとかな。

○事務局長（増富 浩彦君） 令和3年度です。3年度の事業です。今度開催すれば。

○議長（小筏 正治君） 令和3年度で5組。

○事務局長（増富 浩彦君） 令和元年度です。元年度の事業で5組。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 予算は間に合わなかったと。

○事務局長（増富 浩彦君） 予算、今のペースで行けば間に合いますので、10万はちょっと雲仙市のほうから。

○委員（6番 森崎 茂徳君） コロナ関係で……。

○議長（小筏 正治君） 婚活について事務局より説明があったわけですけど、今年も婚活をするということで進めていってよかですね。（「はい」と言う者あり）じゃ、そのようにして進めていきたいと思っております。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 意見もないようですので、次の、はい、どうぞ。

○委員（1番 草野 英治君） 婚活の件ですけど、7月に決定ということで……。 （「7月」「いや、まだ」と言う者あり）

○議長（小筏 正治君） 前回に。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 日にちは次のときにする。

○委員（2番 大島 忠保君） 日にちじゃなくして、7月の総会のときにするかせんか、決定が。（発言する者あり）（笑声）

○議長（小筏 正治君） それで、ここで決めとつても、今度8月に決定すると。ここにおる人たちは婚活をするということで進めてよかかということやけんさ、最終決定を今度8月の新体制でもう一回伺いをかけてどうするかということです。

○委員（18番 大久保信一君） 方針は、やる方針でやるとして、決定は新しい農業委員さんで決定をする。

○議長（小筏 正治君） そういうことやね。よかですか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） よかですよ。

○議長（小筏 正治君） ここで、誰かがいけませんとかさ、ちょっととか言わせる。またいだ結果、皆さんが、快しとか、よしやろうということになれば、今度は新しい委員さんも含めて、そこで決定事項じゃないかと、8月に。それでよかですかね。（「はい」と言う者あり）

次、農地パトロールの実施について（各地区決定）、事務局の説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） この農地パトロールの実施については、先月の総会時と、あと各調査会で推進員さんたちにもお願いをして、農業委員さんたちとご相談をしてくださいということで言っていました。

各地区の全農業委員さん、班の班長さんとかで責任のあらず方で、7月か8月と決まっているところは、帰りにでも事務局に寄って、7月にするか8月にするか分かっているところは言うてくれよし。

(発言する者あり)

○委員(7番 渡部 篤君) そう、7月の終わりの。

○議長(小筏 正治君) ずれたら7月の。

○委員(4番 東 康敬君) あのね、瑞穂はさ、7月の11の週に……。

○議長(小筏 正治君) そしたら、ずっとどっちかで片づけて。(発言する者あり)

○事務局(原田 誠二君) じゃ、国見からいきましょうか。

○議長(小筏 正治君) 神代。

○事務局長(増富 浩彦君) 神代。

○議長(小筏 正治君) 平野君、何日からとする。

○委員(8番 平野 利光君) いや、俺、聞いとらん。

○議長(小筏 正治君) 7月の中・下旬よ。(発言する者あり) 30日と26と30が神代。

○事務局長(増富 浩彦君) 26と30。

○議長(小筏 正治君) は、入れとった。

○事務局長(増富 浩彦君) 土黒は7月って言いました。(発言する者あり) 多比良はまだ、よかで
すよ、後でも。(発言する者あり)

○議長(小筏 正治君) 俺に、聞いても知らんけ、こっちやな。

○事務局長(増富 浩彦君) じゃ、そこで入れときます。瑞穂が東さん、お願いします。

○委員(4番 東 康敬君) 12日から15日の間ぐらい。

○事務局長(増富 浩彦君) 12から15日の間、7月の。(発言する者あり) 吾妻は、内田さんの
ほうからは、決まっとるですか、予定は。大体決まっとるですか、吾妻は。

○委員(12番 内田 弘幸君) 守山。

○事務局長(増富 浩彦君) まだ。守山。

○委員(12番 内田 弘幸君) 守山のほうは、7月の……。

○委員(6番 森崎 茂徳君) 日にちまでは分かん。

○事務局長(増富 浩彦君) 7月か8月でよかですよ。

○委員(6番 森崎 茂徳君) 7月と8月よ。(発言する者あり)

○事務局長(増富 浩彦君) お盆が7、8です。

○委員(15番 川内 幸徳君) 7月の下旬で。(発言する者あり)

○事務局長(増富 浩彦君) 下旬。(発言する者あり) 7月の下旬。

○委員(12番 内田 弘幸君) 7月調査会よりも前までに終わらすということでよかとですか。

○議長(小筏 正治君) はい。

○委員(7番 渡部 篤君) タブレットは。(発言する者あり)

○事務局長（増富 浩彦君） 水田の調査と重ならんやったら（「農林とも……」と言う者あり）2台ありますけど、2台。

○委員（9番 馬場 保君） 局長。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。

○委員（9番 馬場 保君） 吾妻の山田地区、8月。

○事務局長（増富 浩彦君） 8月。

○委員（9番 馬場 保君） 日にちは未定。

○事務局長（増富 浩彦君） こっちの職代のほうは、馬場さんたちと一緒にの班ですかね。（発言する者あり）

○委員（6番 森崎 茂徳君） こっちはよかさ。向こうが。

○事務局長（増富 浩彦君） 愛野は8月。

○委員（14番 松尾 茂敏君） まだ未定です。

○事務局長（増富 浩彦君） 未定。（発言する者あり）千々石が7月。

○事務局（藤吉 文女君） 7月20日です。

○事務局長（増富 浩彦君） 7月20日。

○事務局（藤吉 文女君） はい。

○事務局長（増富 浩彦君） 南串は。

○委員（7番 渡部 篤君） 7月の後半ということで。

○事務局長（増富 浩彦君） 7月の後半。（発言する者あり）（「内田さんは何て」と言う者あり）
内田さんは7月。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 南串さ、あんた達やめてから手伝いますと言いよったろ。（発言する者あり）
手伝いますと言いよったろが。そのお手伝いするのに日当は出るとかね、（発言する者あり）確認しとかんな。（発言する者あり）パツと出ませんって言われたけんね。

○委員（15番 川内 幸徳君） そんなで、今、4人もいらんというんじゃけど。

○議長（小筏 正治君） そのつもりでしてくださいよ。（発言する者あり）前、その話ば聞いとったけんさ。手伝いますって言われたけど。

○事務局長（増富 浩彦君） 会長、裏話はそのぐらいで。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 分かりました。もうちょっと、時間もないようですので、次。制服の件かね。

○事務局（原田 誠二君） いや、まだ、もう、その他に移ってもらってよかですけど。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） パトロールの件はもうほかにありませんね。

〔（「なし」と言う者あり）〕

○議長（小筏 正治君） 意見がないようですので、その他に移ります。

事務局、または皆様から何かありませんか。

○事務局（原田 誠二君） すいません、事務局からよろしいでしょうか。

3点ほどです。

まず、これ、該当している人だけにお配りしているんですけど、非農地通知、前回のパトロールで見てもらったところに非農地通知を発出しました。その結果、異議申立てが出てきましたので、お手元にある委員さんの分は、もう一度ちょっと確認、現地確認をお願いしたいと思います。できれば、1週間以内ぐらいには事務局のほうに提出をお願いしたいと思います。

○委員（6番 森崎 茂徳君） その場合、これ、支所の者と一緒に行ったほうがいいの。

○事務局（原田 誠二君） 支所の者が行ければ、行ってもらってよかです。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 小浜は結構、この間、片づけてきました。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） 提出は支所でも大丈夫です。（発言する者あり）そうです。

お手元に配っている委員さんのとこにしかありません。全部じゃないです。すいません、再確認をお願いします。

それと、もう一点、これも該当している委員さんだけにお配りしているんですけども、先月、調査会で、基盤強化法の更新者のところに、回ってくださいということでお渡しした資料があったんですけども、それが、ちょっとシステムエラーで、何人か出ていない、表示されていない方がおられました。

今回は、そこらと回ってくださいということではございません。今度、窓口のほうに来られたときに、うちのほうで対応はするようになっておりますので、委員さんはもう、これが抜けていたという資料だけをご提示させていただいております。ご迷惑かけました。すいません。

○議長（小筏 正治君） 今、事務局より非農地発出の件と基盤強化法の件でありましたけど、この説明に対する何かご質問はありませんか。

〔（「なし」と言う者あり）〕

○事務局（原田 誠二君） すいません。もう一点。

今度は資料、皆さんにお配りしている最後の資料、カラー刷りの作業服、最後に1枚ペロってつけてたんですけど、一応、今度、もう卒業される委員さんはあれなんですけど、まだ、あと残られる、新しく残っていただける委員さんについては、ちょっと、もう予算の関係上、品目というんですか、それは、ちょっと事務局のほうで申し訳ないんですけど、選定をさせていただきました。あとは、色ば選んでもらおうかなと思うんですけど。多分、今までのところは、今、持っとらすとが、今、皆さん、資料見よらすですか。上の4つです、囲っとる部分。多分、色持っとらすとは、この一番左のミストグリーンと（発言する者あり）シルバースカイとネイビーを持っとらすですよ。だけん、次は、

ミストグリーンかアースグリーン。1番目と3番目、左から、1番目と3番目、どっちか。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 色は変えんで、デザインを変えるとね。ポケットとか。

○事務局（原田 誠二君） 財政上、非常に苦しい状況だったんで。（発言する者あり）

○委員（12番 内田 弘幸君） 冬用と夏用としたらよかろう。

○事務局（原田 誠二君） 一応、名前の入っとるけん。（発言する者あり）

○委員（3番 松永 一君） 夏用と冬用。これは両方持っとる。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 新しか委員さんにだけでよかつち。俺たちは要らんていう。

○委員（3番 松永 一君） 局長が言うたごて、元、農業委員。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） いろいろ意見が出ておりますけど、どれかに絞ってますか。（発言する者あり）

○委員（14番 松尾 茂敏君） ちょっと、よかですか。前と一緒によかじゃなかったですか。さすとすれば。もう今まで、私たちも、まだ、これ破れもしとらんし、（発言する者あり）いつまで持っとるやら分からんとですけ。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 買ってくれらすとげなけ、よかです。

○委員（5番 林田 剛君） いる人だけちゅうわけいかんの。

○事務局（原田 誠二君） 一応予算は組んどつとですよ、皆さんの分。

ただ、何年か続いて、今回また変わらすけんか、今回もう違う色で皆さんをそろえるという案があった件がどうなのかなということで。（発言する者あり）

今までの、2番と、これば持ちちよる、ネイビー持ちちよらす。（発言する者あり）ミストグリーンという意見が出ましたけれど。（発言する者あり）

○委員（15番 川内 幸徳君） それはもう8月に決めれば。

○事務局（原田 誠二君） いや、発注までには。（発言する者あり）（「取り下げしてもらやいい」と言う者あり）

ただ、3年前もあったでしょうけど、2年前か、色は頼んでも在庫なかったら、また、色が変わるかもしれん。

取りあえず、そしたら、今、青はミストグリーン、一番左、緑んごたつとでよかとですか。（「よか」と言う者あり）（発言する者あり）よかですかね。

○委員（7番 渡部 篤君） これ、絶対着てくれるかで決めればいい。

○事務局（原田 誠二君） そしたら、一応ミストグリーンのほうでちょっと発注をかけたいと思います。

それと、業者が決まったら、途中でちょっと集まってもらって、新しい人もですね、採寸をしたい

と思います。それと写真、ですね（「うん」と言う者あり）となりますので、そのときまたご通知をします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ミストグリーンということでございますね。

○委員（14番 松尾 茂敏君） これは、ズボンもつくれん？

○事務局（原田 誠二君） すいません。（「上だけね」と言う者あり）心痛みますけど、上着だけです。（発言する者あり）すいません、消しちよけばよかった。（笑声）

あと、先週配った、さっき言うた基盤強化法ですね、うちのほうに回ってもらう、誰が回ってもらうというリストを出してもらうと思っておりますけど、まだ出していらっしゃらない方、いますかね。特に中部の方、後でください。（発言する者あり）大島さん、分かりました。今日じゃなくてもよかです。早いうちにください。お願いします。

○議長（小筏 正治君） ほかにないようでしたら、これで農政推進に係る協議を終了いたします。委員の皆様方、大変お疲れでした。

午後3時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 6月 7日

議 長

署名委員

署名委員